慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	法定監査に関するEU規制 : 経緯・ 内容・ 実施状況
Sub Title	EU regulations on statutory audits : background, content and implementation status
Author	永見, 尊(Nagami, Takashi) 内藤, 文雄(Naitō, Fumio)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2020
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.63, No.3 (2020. 8) ,p.13- 33
JaLC DOI	
Abstract	EU加盟国における財務報告の虚偽表示事案の発生による法定監査人の監査報告書に対する投資家の信頼の著しい低下を受けて, EU規則とEU改正指令が制定された。これによるEU全体レベルでの法定監査に対する規制が強化された。EU加盟各国において所管官庁によるEU規則およびEU改正指令に基づいた規制はCEAOBによって連携・ 調整されている。本稿は, かかるCEAOBの諸活動を明らかにし, その上で特に財務諸表監査の質に対する「検査」と不適切な監査に対する「執行」に焦点を当ててCEAOBがとりまとめるEUにおける監査規制の実態を調査し, さらにCEAOBのメンバーでもあるESMAがとりまとめるEUにおける不適切な財務報告に対する「執行」の実施状況の実態を調査するものである。 Repetition of misstatement cases about financial reporting in EU member countries caused a significant decrease of investors' belief about the audit reporting by statutory auditors. In response to the situation, EU Audit Regulation and Amended Audit Directive (EU) were legislated and audit regulations for statutory audits were strengthened at overall level of EU. Audit regulations by competent authorities in EU member countries under EU Audit Regulation and Amended Audit Directive have been co-operated and coordinated with CEAOB. This paper sheds light on the oversight activities of CEAOB, and especially surveys its "inspection activity" about the quality of financial statement audits and "enforcement activity" in terms of the deficient audits. Moreover, this paper investigates the "enforcement activity" in terms of the deficient financial reporting in EU by ESMA which is a member of CEAOB.
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20200800-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法定監査に関するＥＵ規制
－ 経緯・内容・実施状況 －
EU Regulations on Statutory Audits
— Background, Content and Implementation Status —

永見 尊(Takashi Nagami)
内藤文雄(Fumio Naito)

EU 加盟国における財務報告の虚偽表示事案の発生による法定監査人の監査報告書に対する投資家の信頼の著しい低下を受けて、EU 規則と EU 改正指令が制定された。これによる EU 全体レベルでの法定監査に対する規制が強化された。EU 加盟各国において所管官庁による EU 規則および EU 改正指令に基づいた規制は CEAOB によって連携・調整されている。本稿は、かかる CEAOB の諸活動を明らかにし、その上で特に財務諸表監査の質に対する「検査」と不適切な監査に対する「執行」に焦点を当てて CEAOB がとりまとめる EU における監査規制の実態を調査し、さらに CEAOB のメンバーでもある ESMA がとりまとめる EU における不適切な財務報告に対する「執行」の実施状況の実態を調査するものである。

Repetition of misstatement cases about financial reporting in EU member countries caused a significant decrease of investors' belief about the audit reporting by statutory auditors. In response to the situation, EU Audit Regulation and Amended Audit Directive (EU) were legislated and audit regulations for statutory audits were strengthened at overall level of EU. Audit regulations by competent authorities in EU member countries under EU Audit Regulation and Amended Audit Directive have been co-operated and coordinated with CEAOB. This paper sheds light on the oversight activities of CEAOB, and especially surveys its "inspection activity" about the quality of financial statement audits and "enforcement activity" in terms of the deficient audits. Moreover, this paper investigates the "enforcement activity" in terms of the deficient financial reporting in EU by ESMA which is a member of CEAOB.

三田商学研究
第63巻第３号
2020 年 8 月

2020年５月７日掲載承認

法定監査に関する EU 規制

―― 経緯・内容・実施状況 ――

永　見　　尊
内　藤　文　雄

＜要　　約＞
EU 加盟国における財務報告の虚偽表示事案の発生による法定監査人の監査報告書に対する投資家の信頼の著しい低下を受けて，EU 規則と EU 改正指令が制定された。これによる EU 全体レベルでの法定監査に対する規制が強化された。EU 加盟各国において所管官庁による EU 規則および EU 改正指令に基づいた規制は CEAOB によって連携・調整されている。本稿は，かかる CEAOB の諸活動を明らかにし，その上で特に財務諸表監査の質に対する「検査」と不適切な監査に対する「執行」に焦点を当てて CEAOB がとりまとめる EU における監査規制の実態を調査し，さらに CEAOB のメンバーでもある ESMA がとりまとめる EU における不適切な財務報告に対する「執行」の実施状況の実態を調査するものである。

＜キーワード＞
監査規制，EU 規則，EU 改正指令，CEAOB，ESMA，検査，執行，IFRSs

１．規制の経緯

本稿は，エンロン事件を一つの大きな契機として，上場会社等の財務報告に関する不適正な処理を防止および摘発するために世界各国で導入された様々な取り組みのうち，EU における法定の財務諸表監査に対する公的な規制を取り上げ，当該規制の実態を明らかにすることを目的とする。

財務報告に関する不適正な処理を防止および摘発するための取り組みの多くは，それが導入，実行され，年数の差があるものの，ほぼ10年を経過している。しかし，この間，上場会社等の財務報告に関する不適正な処理は，相変わらず発生し，財務諸表監査の質そのものが問われるなど，制度改革の困難さが認識される。完璧な制度はありえないし，制度の目的が完全に果たされることもないであろう。他方，制度改革が財務報告に関する不適正な処理の防止および摘発に役立ちを示していることもまた事実であろう。

当該取り組みのなかで，財務諸表監査の改革の目玉は，監査人のローテーションを監査事務所

内だけでなく，監査事務所そのものを定期的かつ強制的にローテーションさせることにあった。これは，欧州委員会が2010年10月13日に公表した「グリーン・ペーパー　監査政策：危機からの教訓」で指摘した，「ビッグ・フォー・イズ・ベスト」バイアス[1]への最大の対処方法である。グリーン・ペーパーの提言は，2014年に制定された，「公共の利害のある企業の監査に追加して要求される広範な規則」（以下，EU規則[2]），および「すべての企業の監査に対する第８号指令の改正」（以下，EU改正指令[3]）によって具体化された。この対処方法の国内法化にあっては，国によって一部異なるが，強制ローテーションの実現可能性を考慮して10年間などの猶予期間が設定されている。一方，わが国では監査事務所内での担当監査人の定期的なローテーションは行われているが，監査事務所間の定期的な強制ローテーションについては，金融庁において検討されたものの現時点では見送られている状況にある[4]。このことが，上記の不適正な処理を監査で摘発できていない遠因の一つになった可能性を否定できない。

財務報告に関する不適正な処理を防止および摘発するための取り組みは，財務諸表監査にかかわるものだけではない。今世紀に入ってからの改革は，財務諸表監査の質に対する規制の強化に加えて，企業に対しても財務報告そのものの信頼性を確保させる方向で進められている。また，この改革は，特にPublic Interest Entities（PIEs: 公共の利害のある組織体）の企業（以下，PIE企業），すなわち上場会社や非上場でも社会に与える影響が顕著な銀行・保険等の会社などの財務報告やその監査，あるいはコーポレート・ガバナンスに向けられている。

たとえば，ドイツでは，EU規則とEU改正指令を受けて，PIE企業に対して，連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht: BaFin）とその監督下にあるドイツ会計検査局（Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung: DPR）が特定のPIE企業の財務報告を対象として重要な誤謬の有無を検査し，重要な誤謬のあった企業は，WEBでその誤謬内容が公表されている。さらに，当該企業の財務諸表の監査人が実施した監査の質を検査する，決算書監査人監督局（Abschlussprüferaufsichtsstelle: APAS）にも当該企業の重要な誤謬の通知が行われ，決算書監査人の過誤の有無が検査され，過誤があった場合には，職業監督上の措置が行使されている[5]。

この仕組みは，PIE企業の財務報告の信頼性をその作成と監査の両面から確保すべく，公的機関が主体的に規制を課している点に特徴がある。同様の仕組みは，EU加盟国にも導入されており，上記のグリーン・ペーパーの問いかけに対して設定されたEU規則とEU改正指令での改革内容が実行されている[6]。

EU規則とEU改正指令はともに，法定監査人に対する監督体制を，監査の専門職業グループ

1）Cf. European Commission (2010), p. 16.
2）European Parliament and the Council (2014-2).
3）European Parliament and the Council (2014-1).
4）日本経済新聞電子版，「監査法人の交代制見送り　金融庁，企業負担増に配慮」，2020/1/14。
5）内藤文雄（2019）および同（2020）参照。
6）EU規則は，発効後２年経過後の2016年６月17日からすべてのEU加盟国に適用（ただし，規則第16条第６項は2017年６月17日から適用）され，また，EU改正指令は，2016年６月17日までの２年以内に加盟国の法律に変換（国内法化）された。

とは独立した官庁による監督体制として規定している。この結果，アメリカのPCAOBと同様に，EU諸国においても，財務諸表監査の質の監督体制は，プロフェッションによる職業自治主体ではなく，公的な直接監督が主となった。

そこで，本稿は，法定財務諸表監査の質に対する公的な規制の実施状況を観察する。

2．規制の概要

本節では，欧州委員会による解説[7]に基づき，改革の主な内容を整理したうえで，財務諸表監査の質に対する規制の制度内容を整理する。

規制の背景には，EU加盟国において虚偽表示事案が発生し，銀行など金融機関や上場会社の監査済み財務諸表の信憑性や信頼性について投資家の間で疑念が生じ，法定監査人の監査報告書に対する投資家の信頼が著しく低下したことがある。

その要因として，被監査会社とその監査事務所との間の過度の親密さ，利益相反のリスク，法定監査人の独立性に対する脅威などが指摘され，法定監査人が職業的懐疑心を徹底的に発揮する能力に対して疑義が生じたことがある。この結果，監査市場の寡占による監査事務所の選択の困難性とシステミック・リスク[8]が懸念され，法定監査に対する規制の強化がはかられた。

改革の主題は次の4点である。

1．被監査会社の財務情報の透明性の強化
2．法定監査人に対して，独立性と職業的懐疑心の行使に関する強い権限を付与すること
3．EUにおけるよりダイナミックな監査市場の醸成，すなわち監査の単一市場を強化する目的での監査事務所のための「ヨーロッパ・パスポート」の確立
4．法定監査人の監督とEUの所管官庁による監査監督の調整の改善

かかる4つの主題は，2016年6月17日から施行されたEU規則とEU改正指令によって以下のように具体化された。

まず，EU改正指令では，次の5点の改革が要求された。

・特に法定監査人および監査事務所の組織要件を改善することによる，独立性に関するより強い要件の導入
・監査報告書を投資家にとってより有益なものにし，財務諸表に関する単なる標準化された監査意見を超えた，監査報告書における監査対象企業に関する関連情報の提供
・監査プロフェッション公的監督を担当する所管官庁の能力と権限の強化
・制裁の種類や該当者（addressee）と，たとえば制裁を適用する際の所管官庁が考慮すべき基準とを調和させることによる，より有効な制裁体制の確立。つまり，①制裁の種類と該当者の確定，②制裁を適用する際に所管官庁が考慮すべき基準の設定，③制裁の公表，④潜在的な違反の報告を奨励するメカニズムの設定。これらにより，2016年6月に新たに設置された，

7）Cf. European Commission（2020-1）.
8）金融システム全体を一気に麻痺させ，崩壊させる危険性。

欧州監査監督団体組織連携委員会（Committee of European Auditing Oversight Bodies: 以下，CEAOB）において，欧州証券市場局（European Securities and Markets Authority: 以下，ESMA）を創設し，監査人の公的監督システムに関連する加盟国と第三国間の国際協力の促進

・EU レベルで国際監査基準を採用する欧州委員会の能力の更新

また，EU 規則では，次の 6 点が改革の主要点として具体化された。

・監査報告の要件を強化し，監査委員会に対して，監査のパフォーマンスに関する完全な情報を含む，追加のより詳細な報告の導入

・法定監査人および監査事務所の定期的な強制ローテーションの導入（銀行や保険会社などの第三者が大規模な会社に課している「ビッグ・フォー・オンリー」契約条項の禁止。規制の発効から 3 年後に適用）

・法定監査人または監査事務所が被監査会社に提供できない非監査業務のリストの確立

・非監査業務による報酬に対する上限の設定

・監査委員会の役割と能力を強化し，法定監査人または監査事務所の任命，ならびに監査の監視における明確な直接的役割の付与

・PIE 企業の法定監査人や監査事務所と PIE 企業の公的監督者との間の対話の確立

これらのうち，本稿が対象とする規制の取り組みの強化は，EU 改正指令が定める，「監査プロフェッションの公的監督を担当する所管官庁の能力と権限の強化」および，「制裁の種類や該当者と，たとえば制裁を適用する際に所管官庁が考慮すべき基準とを調和させることにより，より有効な制裁体制の確立」ならびに EU 規則が定める「PIE 企業の法定監査人や監査事務所と PIE 企業の公的監督者との間の対話の確立」の 3 点である。

上記の通り，EU 加盟国国内および EU 全体レベルでの監視の強化がはかられ，国内では，法定の財務諸表監査に対する公的監視システムに対する最終的な責任を負う単一の権限ある所管官庁（以下，監査監督機関）が指定され，そこに EU 規則および EU 改正指令の規定の違反を検出，抑止，防止するための調査および制裁の権限を持たせることになった[9]。欧州レベルでは，当該監査監督機関の協力・調整が行われるが，CEAOB（各国の監査監督機関の代表者と ESMA で構成）がこれを担当することになった。特に，ESMA は，監査人の公共監視システムに関連する加盟国と第三国間の国際協力を促進することを目的とし創設されている[10]。次節では，CEAOB と ESMA の活動を概観する。

9）加盟国は，所管官庁が行うべき，PIE 企業に対する 5 つの主要活動（法定監査人・監査事務所の承認・登録，目的適合的な基準の採用，継続的専門教育，品質保証制度，および調査・行政処分制度）のうち，品質保証制度の活動は原則として他の組織に委譲できない。また，品質保証制度，調査・行政処分制度の活動のうち制裁に関するものは，委譲する組織体が監査プロフェッションから独立している場合にのみ委譲できる（Cf. Accountancy Europe（2019）, p. 3）。

10）Cf. European Commission（2020-1）, “VII. Enhancing oversight at national and European level”.

3．CEAOB・ESMA による活動

3－1　CEAOB

CEAOB は，EU レベルにおける各国の監査監督機関間の連携を担う新しい枠組みとして創設された。その役割は，EU における法定監査に対する監督を強化することにあり，EU 規則および EU 改正指令が掲げる主要な目的に基づいている。CEAOB は，各国の監査に対する監督のコンバージェンスを促すことによって，EU 規則および EU 改正指令を効果的かつ一貫して適用することに貢献している[11]。現在，CEAOB のメンバー構成は，Ralf Bose 氏（ドイツ監査監督機関）を議長として，オーストリア，ベルギー，ブルガリア，クロアチア，キプロス，チェコ，デンマーク，エストニア，フィンランド，フランス，ドイツ，ギリシャ，ハンガリー，アイルランド，イタリア，ラトビア，リトアニア，ルクセンブルグ，マルタ，オランダ，ポーランド，ポルトガル，ルーマニア，スロバキア，スペイン，スウェーデンおよび ESMA となっている[12]。

CEAOB の活動は，EU 規則において規定されている。まず，加盟国の監査監督機関は，EU 規則の目的の達成に必要な場合には，相互に協力しなければならない[13]。その上で，各国の監査監督機関間の連携は，CEAOB の枠組みのなかで組織化されること，そして CEAOB は定期的に会合を開催すること，EU 規則および EU 改正指令の履行に関する情報交換，助言および最善の実務を促進すること，そして要請に応じて監査監督機関に対して専門的な助言を行うことなどが同規則において規定されている[14]。このように，CEAOB は，監査に関する EU 規則および EU 改正指令という法的枠組みの有効性を最大化することを目的として，各国監査監督機関における効果的な連携に貢献するために，加盟国における情報交換の促進や専門的助言を行うことを実施する。さらに CEAOB は，以下についても実施することが求められている[15]。

- 法定監査人に対する教育の資格認定に関する連携とコンバージェンスに貢献すること
- 他の加盟国における法定監査人の認可に関して，適用期間および能力テストの要求事項のコンバージェンスを求めること
- 監査監督機関が科したすべての行政処分および制裁措置に関する情報を収集し毎年公表すること
- 加盟国が EU 規則を適用しないという例外的状況に関する情報を収集すること
- 法定監査人および監査事務所の定例会議をとりまとめること
- PIE 企業に対する法定監査業務を提供する市場の質と競争に対する監視を促進すること
- 加盟国の監査監督機関からの要請を受けて，国境を越えた影響に関連した品質保証レビューまたは調査の連携を担うこと

11）Cf. CEAOB（2020-2）.
12）Cf. European Commission（2020-2）.
13）European Parliament and the Council（2014-2）, Article 29: Obligation to Cooperate.
14）*Ibid.*, Article 30: Establishment of the CEAOB.
15）Cf. CEAOB（2018-1）.

・加盟国の監査監督機関からの要請を受けて，特定のネットワークに関する監査監督機関のカレッジを設立すること

・連携に関する協定および第三国の監査監督機関との情報交換に関する指針を作成すること

CEAOB は，それぞれの目的を遂行するために５つの常設サブ・グループを有している。各サブ・グループの名称と役割は以下の通りであり[16]，その組織構成は「第１図」に示した通りとなっている[17]。

・検査（Inspections）サブ・グループ：監査品質の保証手続の領域における情報交換，専門的助言および最善の実務の促進

・International Auditing Standards サブ・グループ：国際監査基準の技術的な検証への貢献

・執行（Enforcement）サブ・グループ：監査監督機関による調査と制裁措置に関する情報交換，専門的助言および最善の実務の促進

・Market Monitoring サブ・グループ：法定監査業務の市場の質と競争に関する監視業務の促進

・International Equivalence and Adequacy サブ・グループ：第三国の公共監視システムに対する技術的評価および加盟国と第三国との間の国際協力への貢献

本稿では，５つのサブ・グループのうち，「検査サブ・グループ」と「執行サブ・グループ」の活動に着目し，上記の一連の監査改革の主眼となった PIE 企業の法定財務諸表監査の質に対する規制，ならびに PIE 企業による IFRS や IAS の適用上の問題を分析し，その結果を公表する取り組みの状況を明らかにする。

第１図　CEAOB の構成とサブ・グループ

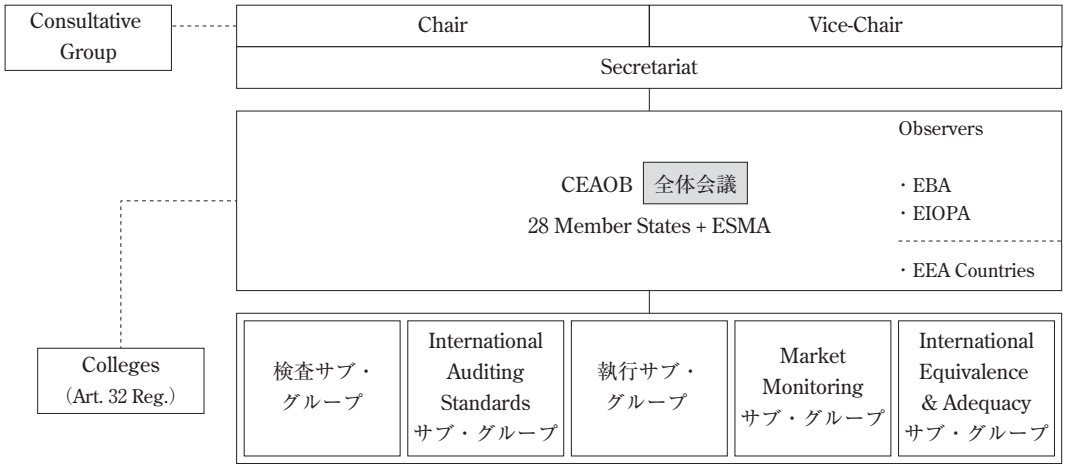

（出所）CEAOB（2019-1）, “2. CEAOB structure and sub-groups”.

16）*Ibid.*

17）Cf. CEAOB（2019-1）.

3－2　ESMA

ESMA は，欧州の独立規制当局であり，投資家保護を強化し，そして安定した金融市場を促進することによって EU の金融システムの安定を守ることに貢献するものである。ESMA は，ヨーロッパにおける金融監督システムの創設を求めた2009年 de Larosière report の勧告を契機として創設された。ESMA はヨーロッパ証券規制委員会（Committee of European Securities Regulators）を母体としており，2011年１月１日にその活動を開始した。ESMA の活動は，次の４つで構成されている[18]。なお，ESMA の創設および権限は法によって裏付けられている[19]。

・投資家，市場および金融の安定に対するリスクの評価：投資家が情報を利用可能とすることによって，そして投資家への警報を公表することによって透明性と投資家保護を促すこと
・EU 金融市場に関する単一のルールブックの作成：技術的な基準を進展させることおよび新しい法律の進展に関する助言を EU の各機関に与えることによって，EU における単一の市場の質を向上させること
・最善の実務を共有し，効率性を改善することによる監督業務の標準化の促進
・特定の金融機関に対する直接的な監督

ESMA は，前述のように CEAOB にメンバーとして組み入れられており，規制当局者としての視点から CEAOB の会議において助言を行っており，そして法定監査の規定の履行と継続的適用，国際監査基準に対する技術的検証，および PIE 企業に対する法定監査業務における市場の質と競争に対する監視に貢献している。さらに ESMA は，第三国の監督システムに対する技術的評価および EU と第三国の監査監督機関における協力に責任を有するサブ・グループの議長を務めている[20]。

４．CEAOB による検査と執行の実態とその実効性

4－1　検査の実態

CEAOB の検査サブグループ（ISG）は，CEAOB メンバー間における検査活動に関する連携と一貫性を高めること，そして監査事務所およびその他第三者との効果的なコミュニケーションをとることを目的として活動している[21]。ISG のメンバーは，FRC（イギリス）を議長として，CPOSA（ブルガリア），PAOB（チェコ），DBA（デンマーク），AOB（ドイツ），EAA（エストニア），IAASA（アイルランド），AOOB（ギリシャ），ICAC（スペイン），H3C（フランス），APOC（クロアチア），CONSOB（イタリア），CYPAOB（キプロス），AOC（ラトビア），AVNT（リトアニア），CSSF（ルクセンブルグ），APOA（ハンガリー），AB（マルタ），AFM（オランダ），AAOA（オース

18）Cf. ESMA（2020-4）.
19）Regulation（EU）No 1095/2010 of the European Parliament and of the Council of 24 November 2010 establishing a European Supervisory Authority（European Securities and Markets Authority）, amending Decision No 716/2009/EC and repealing Commission Decision 2009/77/EC.
20）Cf. ESMA（2020-1）.
21）Cf. CEAOB（2018-2）.

トリア），AOC（ポーランド），CMVM（ポルトガル），CSIPPC（ルーマニア），APOA（スロベニア），PRH（フィンランド），SIA（スウェーデン）およびESMAとなっている。[22)]

ISGは2019年11月21日に会議を開催し，種々の作業に関する最新情報などを共有し，ISGの作業計画と2020年の監査監督機関の作業計画等について議論している。[23)]検査の結果については，その概要のみがWEBで公表されている。[24)]

検査の実態の詳細には接近できないが，WEB公表内容から検査の結果について概要を整理し（「第1表」（22-23頁）参照），認識できる要点を指摘したい。検査の結果概要から次の諸点を指摘できる。

・検査結果は，4業種別に示されているが，問題となったISAのうち，4業種すべてで問題とされたのは，ISA 330「評価されたリスクに対応する監査人の手続」とISA 540「会計上の見積りと関連する開示の監査」の2基準である。前者は，重要な虚偽表示リスクの評価結果に基づく監査手続の計画に関する基準であり，監査の根幹をなしている。後者は，会計上の見積りと開示に対する監査であり，会計上の見積りに対する経営者の判断の合理性をどう評価するのかという点で，これも監査の重要な課題に関連する。

・ISAが関連し，問題となった「最も影響を受ける財務諸表項目」として指摘されている「収益」と「棚卸資産」は，金融業を除く業界における会計処理について問題が多数指摘されてきた項目である。また，銀行業での「貸付金」と「金融資産」についても同様に問題が多い項目である。これらに関連するIFRSs（ISAを含む）の重要性が改めて認識される。

・上記の2基準に関連した監査の問題点の具体的な内容は，「検査による発見事項例」で示されている。検査によって指摘を受けているこれらの諸点は，財務諸表監査で特に留意すべき事項を意味しており，検査結果の概要ではあるものの，それが公表されている意味は大きいと考えられる。

・「コメント」に指摘された事項は，いずれも現在の財務諸表監査で基本的に重要な点である。「適切なリスク評価」，「組織体（被監査会社）のビジネスモデルの十分な理解」，「職業専門家の懐疑心と専門知識」，「ITシステムの検証」といったキーワードは，財務諸表監査の質に影響する重要事項を指している。

以上のように，CEAOBによる検査結果は，PIE企業の財務諸表監査の質をめぐる問題について，その実態を表しており，将来に向けて監査で重視あるいは留意すべき点を指摘しおり，その有用性が認められると言えるであろう。

22）Cf. European Commission（2020-3）.
23）Cf. CEAOB（2019-3）.
24）Cf. CEAOB（2019-2）.

4－2　執行の実態

（1）監査に対する執行

CEAOB の執行サブ・グループ（ESG）は，調査および執行に関する情報交換，専門的助言および最善の実務を促進すること，ならびに監査監督機関が科した行政処分および制裁措置に関するすべての情報を収集し，毎年公表することを目的として活動している[25]。ESG のメンバーは，PRH（フィンランド）を議長として，CPOSA（ブルガリア），PAOB（チェコ），DBA（デンマーク），AOB（ドイツ），IAASA（アイルランド），AOOB（ギリシャ），ICAC（スペイン），H3C（フランス），CONSOB（イタリア），CYPAOB（キプロス），AOC（ラトビア），AVNT（リトアニア），CSSF（ルクセンブルグ），AB（マルタ），AAOA（オーストリア），CMVM（ポルトガル），APOA（スロベニア）および FRC（イギリス）となっている[26]。

ESG による執行状況の調査は，各国の監査監督機関から情報と統計値を収集することを目的として，2017年 9 月，2018年 6 月および2019年 6 月の 3 回にわたって実施されている。この調査は，欧州経済地域（EEA）における監査監督機関に対して質問票を発送するという形で実施された。以下，それぞれの調査における行政処分と制裁措置の件数およびその内容に関する集計結果とその特徴について検討していく。

監査に対する執行の調査は，すべての加盟国である28ヵ国の監査監督機関および 3 つの EEA 監査監督機関に対して E メールで発送され，回収された回答を分析するという形で実施されている。2017年の調査[27]では，2016年の執行状況に関する情報が求められており，全体で27の機関（EU 加盟国から26機関，EEA から 1 機関）から回答が得られた。また2018年の調査[28]および2019年の調査[29]においても同様の形で実施され，それぞれ2017年および2018年の執行状況に関する情報が求められ，いずれも全体で28の機関から回答が得られた。なお，一人の監査人に対して複数の処分（たとえば，罰金と戒告）が科された場合，それぞれ別個に記入され集計されている。

2017年と2018年の調査に対する集計結果は「第 2 表」で示されている。それぞれの調査は，利用した調査手法や集計の方法が異なっているため，直接的に比較することはできないようであるが，執行状況の傾向は，2016年に比べて2017年は行政処分や制裁措置の数がかなり増加していることが見いだされる。とくに，「警告」や「罰金」，あるいは「プロフェッションから排除する」という措置は厳格に遂行され，数多く実施されていることが明らかとなった。

2016年において執行された「第 2 表」の A から G 以外の行政処分または制裁措置は，以下となる。

・チェコ：譴責；7 件（法的監査人）と 3 件（監査事務所），公的譴責；1 件（法定監査人）と13件（監査事務所）。

25）Cf. CEAOB（2018-3）.
26）Cf. European Commission（2020-3）.
27）Cf. CEAOB（2018-4）.
28）Cf. CEAOB（2019-4）.
29）Cf. CEAOB（2020-1）

第１表　CEAOB の検査結果の概要

最も一般的な種類の検査結果				
検査期間	2014年度～2018年度	2014年度～2018年度	2014年度～2018年度	2015年度～2019年度
業界	工業製品業	小売および消費財業	銀行業	保険業
問題のあったISAの割合	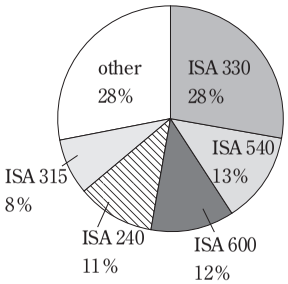	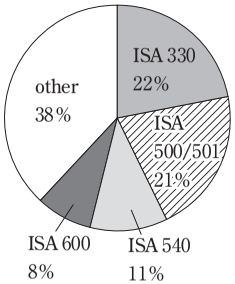	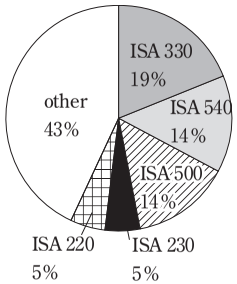	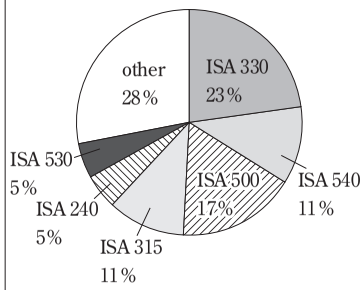
筆者追加注	1. ISA 330: 評価されたリスクに対応する監査人の手続 2. ISA 540: 会計上の見積りと関連する開示の監査 3. ISA 600: 特別な考慮事項―グループ財務諸表の監査（構成要素の監査人の業務を含む） 4. ISA 240: 財務諸表監査における不正に関連する監査人の責任 5. ISA 315: 企業および企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価	1. ISA 330: 評価されたリスクに対応する監査人の手続 2. ISA 500/501: 監査証拠／監査証拠―特定項目に対する追加考慮事項 3. ISA 540: 会計上の見積りと関連する開示の監査 4. ISA 600: 特別な考慮事項―グループ財務諸表の監査（構成要素の監査人の業務を含む）	1. ISA 330: 評価されたリスクに対応する監査人の手続 2. ISA 540: 会計上の見積りと関連する開示の監査 3. ISA 500: 監査証拠 4. ISA 230: 監査調書 5. ISA 220: 財務諸表監査の品質管理	1. ISA 330: 評価されたリスクに対応する監査人の手続 2. ISA 540: 会計上の見積りと関連する開示の監査 3. ISA 500: 監査証拠 4. ISA 315: 企業および企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価 5. ISA 240: 財務諸表監査における不正に関連する監査人の責任 6. ISA 530: 監査サンプリング
出所	https://ec.europa.eu/info/files/191121-ceaob-subgroups-inspections-appendix-2_en	https://ec.europa.eu/info/files/191121-ceaob-subgroups-inspections-appendix-4_en	https://ec.europa.eu/info/files/191121-ceaob-subgroups-inspections-appendix-1_en	https://ec.europa.eu/info/files/191121-ceaob-subgroups-inspections-appendix-3_en
分析結果				
発見件数	138	131	140	137

国数	8	12	14	14
ネットワーク数	8	6	7	7
最も影響を受ける財務諸表項目	・収益 ・棚卸資産	・収益 ・棚卸資産	・貸付金 ・金融資産	・保険料 ・技術的準備金*
検査による発見事項例				
	・不正リスクまたは構成要素リスクの適切な評価の過誤 ・関連するIT統制が検証に含まれていないこと，不十分なサンプルサイズ，または，内部統制への依存を実証するための不適切な監査手続 ・棚卸の立会および棚卸資産の減損評価における不備 ・関連する契約内容と条件の不十分な検証 ・経営者による重要な仮定と評価方法に対する不十分な説明要求 ・構成監査人の業務に対する不十分な監督とレビュー	・多数の自動化取引の背景では適切ではない従来の実証監査アプローチ。本アプローチは，実証手続のさらなる実施によって(不備を[筆者追加]）軽減されない。 ・関連する統制の識別と検証の不十分さ（IT統制を含む） ・監査証拠として使用される，被監査組織が提供した情報（その完全性と正確性）についての検証が行われていないか，または不十分 ・特に複数店舗に配置されている，棚卸資産の棚卸の立会の不備 ・経営者による重要な仮定と評価方法に対する不十分な説明要求（棚卸資産の総額評価と引当て，商標，店舗の減損...）	・特定の貸付金の個別の減損について，説明を要求することなく，または，その重要な仮定と結論を検証するための十分な監査手続を実施することなく，経営陣が作成したキャッシュ・フロー予測に依存 ・ポートフォリオローンの貸倒引当金に関する監査手続を適切に実施しなかったこと ・重要な金融資産についてその完全性，正確性および評価に関する監査証拠が入手されていないこと ・監査人が説明要求していない同一資産に対して作成された2つの評価間に有意な差があること	・監査に関連する重要な統制とシステムに対する評価における不備 ・監査人とアクチュアリーとの間で責任が共有されている場合，準備目的でのデータの整合性，完全性および正確性の確認がしばしば問題を引き起こす。 ・正当化されることなく，つまり監査手続によって十分に対象とされることなく，未払保険料とIBNR準備金が重要なリスクとみなされないことが多いこと ・検証されていない相当の割合の保険料につながるビジネス種類の不十分な分類
コメント				
	「監査事務所は，監査経路に沿ったさらなる欠陥の可能性を最小限に抑えるために，適切なリスク評価を確実にすることが推奨される。」	「組織体のビジネスモデルを十分に理解することは，監査人が適切な監査手続を確定および実施するために重要なステップである。」	「職業専門家の懐疑心と専門知識は，銀行業における監査の鍵である。 銀行監査の監査品質を向上させるために，監査事務所によるトレーニングとカスタマイズされた指導が推奨される。」	「ビジネスの十分な理解とITシステムの検証が保険監査の鍵である。職業専門家の懐疑心は，準備目的と保険数理レポートに対する仮定を扱う際に不可欠である。」

＊自社が抱える保険債務を即時的に他の保険会社へ移管することになった場合に支払わなければならない金額の現在価値。責任準備金より広義

第２表　2016年と2017年における監査に対する EU の執行状況

行政処分と制裁措置	2016年	2017年			
	処分数（件）	回答国数（国）	所管官庁による処分（件）	権限を委譲された機関による処分（件）	処分数（合計件数）
A.　違反行為の停止および再発禁止を求めた警告	106	21	PIE　：39 非 PIE：70 その他：20	PIE　：　2 非 PIE：169 その他：　18	318
B.　該当者および違反内容の公表	116	20	非 PIE：16	非 PIE：　38 その他：　8	62
C.　法定監査人による法定監査の実施または監査報告書への署名の最長３年間の一時的禁止処分	10	19	PIE　：２ 非 PIE：１ その他：４	PIE と 非 PIE：　28	35
D.　監査報告書が監査指令 Article 28の要請，あるいは適用可能であれば監査規則537/2014 Article 10の要請を満たしていない旨の宣言	0	18	PIE　：１ 非 PIE：３	—	4
E.　監査事務所のメンバーによる PIE 企業に対する，最長３年間の監査事務所における一時的職務禁止処分	0	18	—	非 PIE：　45 その他：　12	57
F.　個人に対する罰金（行政処分として金銭的処分を科すこと）	76	19	PIE　：48 非 PIE：65 その他：10	PIE　：　20 非 PIE：188 その他：　84	415
G.　承認の取り消し	10	17	PIE　：37 非 PIE：19	非 PIE：117 その他：　3	176

・フィンランド：公開ステートメント（「第２表」の B）として警告と譴責。
・フランス：警告。譴責。一時禁止処分は最長５年間。プロフェッショナルの称号の剝奪。職業団体に対する最長10年間の無資格処分。
・ドイツ：譴責および最高500,000ユーロの罰金。監査人に対する特定の活動領域への従事の禁止または最長５年間の専門職業活動の禁止。監査人に対するプロフェッションからの恒久的排除。
・ハンガリー：強制的なトレーニングへの参加。監査業務の再実施。特別な資格の剝奪。
・リトアニア：違反を犯した監査人による20時間と４時間の追加コースへの参加。
・ルクセンブルグ：法令違反に対する40,000ユーロの罰金。現行のトレーニングに関する法令違反に対して1,500ユーロの罰金。
・オランダ：個人の会計士に対する会計士登録の抹消。
・スロバキア：法定監査人または監査事務所の要請によって，監査監督機関は，その監査人または監査事務所が優れた評判を有しており，かつ新たな違反を犯しておらずあるいは法定監査の実施において不適切な事項が検出されていない場合には，リストで公表されたその監査

人または監査事務所に科された行政処分または制裁措置を取り消す。

同様に2017年おいて執行された「第２表」のＡからＧ以外の行政処分または制裁措置は，以下となる。

・厳密な追跡調査（ルクセンブルグ，マルタ）
・訓練要請（ルクセンブルグ）
・警告（キプロス，フィンランド，スウェーデン，ラトビア，ルーマニア）
・要求した情報を提出しないことに対する罰金（オランダ）
・規則遵守命令（ベルギー）
・譴責（チェコ，ドイツ，スウェーデン，エストニア，アイルランド）
・厳重注意（イギリス）
・公的譴責（ノルウェー，チェコ）
・監査コンプライアンス・レビュー（マルタ）
・監査ファイルのレビュー要請（マルタ，イギリス）
・注意（ノルウェー）
・３年間の法定監査業務の一時停止処分（ハンガリー）
・罰金（スロバキア）
・特別資格（たとえばIFRS）の取消（ハンガリー）
・監査証明資格の取消または条件を課すこと（アイルランド）

このように，加盟国において「その他」として挙げられた行政処分や制裁措置の多くは，表現が異なっているだけで「第２表」のＡからＧで挙げた処分と同じような処分を適用しているように思われる。さらに，処分の多様性がいくつか見いだされるが，これはEUにおける各国の歴史的な経緯の結果がその理由となっているようである。2018年の報告書では，「EUの監査改革は始まったばかりである。多くの加盟国は，EUの監査改革法令に直接準拠した行政処分や制裁措置を科しているとはいえない状況である。[30]」とのコメントが記載されている。

2018年の執行状況を対象とした2019年の調査は，2017年の執行状況と比較する形で集計されており，その状況を示したものが「第３表」となる。2019年の調査における集計方法は，「監査監督機関による処分」と「権限を委譲された機関による処分」を合算する形で行われている。またアンケートでは７つの執行の分類が提示されているが，2019年の調査では，その分類には該当しない「その他の執行」として回答されたものについて，７つの執行の分類のいずれかに類似すると判断されたものはその該当する分類に含めて計算している。このため，この調査結果は，「第２表」における2017年の集計結果と異なる数値が示されている。

この調査の結果，2018年におけるEUの執行の状況は，2017年に比べ，５つの分類において増加しており，減少した２つの分類（「警告」と「罰金」）であっても，減少率は10％に満たず，件数はほぼ横ばいであったことがわかる。全体として，監査監督機関は，不適切な監査に対して前

30）Cf. CEAOB（2019-4）, p. 13.

第３表　2017年と2018年における監査に対する EU の執行状況

行政処分と制裁措置	2017年		2018年	
	処分数（件）	合計（件）	処分数（件）	合計（件）
1．承認の取り消し	PIE　：　0 非 PIE：17 その他：10	27	PIE　：　2 非 PIE：23 その他：　4	29
2．違反行為の停止および再発禁止を求めた警告	PIE　：65 非 PIE：649 その他：96	810	PIE　：44 非 PIE：546 その他：152	742
3．該当者および違反内容の公表	PIE　：54 非 PIE：　8 その他：　0	62	PIE　：15 非 PIE：99 その他：23	137
4．法定監査人による法定監査の実施または監査報告書への署名の最長３年間の一時的禁止処分	PIE　：　2 非 PIE：29 その他：　4	35	PIE　：　3 非 PIE：35 その他：12	50
5．監査報告書が監査指令 Article 28の要請，あるいは適用可能であれば監査規則537/2014 Article 10の要請を満たしていない旨の宣言	PIE　：　1 非 PIE：　3 その他：　0	4	PIE　：12 非 PIE：59 その他：　0	71
6．監査事務所のメンバーによる PIE 企業に対する，最長３年間の監査事務所における一時的職務禁止処分	PIE　：　0 非 PIE：45 その他：　2	47	PIE　：　0 非 PIE：32 その他：18	50
7．個人に対する罰金（行政処分として金銭的処分を科すこと）	PIE　：68 非 PIE：253 その他：94	415	PIE　：50 非 PIE：247 その他：111	408

年よりもより積極的に処分を科している，という状況が把握されるであろう。このことは，同時に実施された別の質問項目からも観察される。CEAOB は，2019年の調査において，監査人に対して執行を担う組織やその権限について，近年大きな進展や変化があったかどうかの調査を行った。その結果，28の回答のうち７件において「Yes」との回答が寄せられた。執行に関連した進展や変化の具体例として，「所轄機関の執行を監督し，また監査人の業務に対する制裁措置を要請する常任委員会が新たに設置されたこと」（ラトビア），「組織の最上位に監督を担う独立の審議会が創設されたこと」（オランダ），そして「FRC に対する独立レビューの報告を受けて，政府は FRC から新しい組織である ARGA（the Audit, Reporting and Governance Authority）に移行する準備を進めていること」（イギリス）などが報告されている。[31)]

2019年の調査では，さらに，制裁措置の主要な原因となった監査上の問題についても質問を行っている。回答者は，2018年において制裁措置の原因となった監査上の失敗について３つを回答することが求められた。その結果は，「第４表」でまとめられる。質問の仕方が自由回答で

31）Cf. CEOAB（2020-1）, pp. 15-17.

第 4 表　制裁措置の主要な原因となった監査上の問題

監査上の問題	PIE 企業	非 PIE 企業
リスクの識別と対応の失敗	1	
独立性の欠如	3	1
重要な虚偽表示の識別の失敗	1	1
ISA 701の準拠違反	1	
文書化の欠如	1	1
監査証拠の欠如	1	
必要な保険金額の欠如	1	
締切日の違反	1	
ISA 230の準拠違反	1	1
監査報告書における不備	1	
特定の監査基準の準拠違反	5	6
棚卸資産に対する注意の欠如		1
報告責任の遵守違反		2
倫理基準の準拠違反		1
ISA 500の準拠違反		1
文書化と監査証拠の欠如		1
職業基準の準拠違反		1
検査に対する妨害		1
ISA 500		1
重要項目に対する実証手続の不実施		1

あったために多様な記載となっているが，「特定の監査基準の準拠違反」が最も多い執行の原因となっており，なかでも，監査証拠の入手に関連した原因が数多く見いだされていることがわかる。また，文書化の問題，監査報告上の問題，独立性の問題，あるいは締切日を過ぎる問題など，数は多く報告されていないが，各国の執行において多様な原因が制裁措置の対象となっていることが理解される。

（2）財務報告に対する執行

ESMA は，監督の収束を強化し，発行者と財務諸表利用者に対して，国際財務報告基準（IFRSs。IAS を含む）の適切な適用に関する関連情報を提供することを目的として，EECS[32] による

32）欧州執行者調整セッション（European Enforcers Coordination Sessions）。EECS は，IFRSs に基づく財務諸表を作成する欧州経済地域（EEA）の規制市場に上場し約6,000の発行体の監督を調整する責任を負い，IFRSs の監督責任を持つ最大の地域執行機関のネットワークである。欧州各国の執行者は，EECS を通じて，IFRS の適用と執行に関する経験を共有している。

財務諸表の執行決定の機密データベースから抽出した執行決定の内容を公表している。[33] 2020年4月時点では，2005年12月31日の公表開始から最新の2020年度第1回目第24回抽出（2020年4月2日）まで合計261件の執行決定が公表されている。[34]

執行決定の内容は，次の4事項の1つ以上を満たす場合に公表される。[35]

・執行決定が複雑な会計上の問題またはIFRSsが異なって適用される可能性のある問題に関連すること
・執行決定が証券発行者間または特定業界で比較的広範囲に及ぶ問題に関連していること
・執行決定が，これまでに経験がないかまたは執行者間で一貫性がない経験を持っている問題を説明していること
・執行決定が会計基準でカバーされていない根拠に基づいて行われていること

抽出公表された執行決定の性質は次のように説明されている。執行決定は，IFRSsの一般的に適用される解釈ではない。抽出された執行決定は，IFRSsに基づく財務諸表の作成時点で有効なIFRSsの必要条件に基づいており，IFRSsの将来の改正によって代替される可能性がある。抽出された執行決定の公表は，欧州の執行者がIFRSsに準拠していると見なすことができる会計処理について市場参加者に通知する，つまり検討された処理がIFRSsで容認される処理の許容範囲内にあるかどうかを通知するものである。かかる公開は，執行決定の背後にある根拠とともに，欧州経済地域（EEA）におけるIFRSsの一貫した適用に貢献するものである。[36]

ここでは個々の執行決定の内容を紹介するのではなく，261件について，リストの内容を分類整理し，執行決定事例から得られる知見をまとめる。

第一は，問題とされた財務報告の決算日と執行決定の公表までの期間である。261件個々の状況を整理したものが「第5表」である。

決算日が不明の3件を除く258件の平均期間は20.8ヵ月である。各国の執行機関がIFRSsの適用上の問題を認識してから調査を行い，IFRSsの適用について留意すべき内容を確定し，上記の公表条件を勘案して抽出し公表するまで平均1年8ヵ月を要している（最短0ヵ月，最長48ヵ月（2012年12月31日決算，2017年1月公表））。

第二は，問題となったIFRSsの会計基準の頻度である。「第2図」は問題とされたIFRSsの頻度のパレート図である。パレート図により，どの基準に問題があったか，重点的に取り組むべき基準はどれかがわかる。つまり，「第2図」から，問題となったIFRSsの半分強を次の8基準が占めている。

IAS　39：金融商品―認識と測定（11.1%）
IAS　36：資産の減損（8.4%）

33）Cf. ESMA（2020-3）. 261件のそれぞれについて，決算日，問題の範疇，関連するIFRSsに加えて，①発行者の会計処理の説明，②執行決定内容，および③執行決定の理由の3点がA4版の約1－1.5頁で記載されている。
34）ESMA（2020-2）.
35）ESMA（2020-3）, p. 3.
36）*Ibid.*

第5表　決算日から執行決定公表までの期間

執行決定年月（年/月）			05/06	05/12	06/12	07/01	07/04	07/12	08/05	08/12	09/03	09/08	09/12	10/07	10/10	11/02	11/8	12/10	13/04	13/10	14/04	14/11	15/07	15/11	16/12	17/01	17/10	18/04	19/07	20/04
決算日	件数	期間*																												
2005.01.31	1	34.0						1																						
2005.06.30	4	23.0					3	1																						
2005.09.30	2	26.0						2																						
2005.12.31	26	21.6					13	5	4	4																				
2006.12.31	14	21.3						2	6	2	1	1	1	1	42月**															
2007.01.31	1	22.0								1																				
2007.03.30	1	20.0								1																				
2007.06.30	3	19.0								1	2																			
2007.10.31	1	13.0								1																				
2007.12.31	19	17.0							3	3	1	5	6	1																
2008.01.31	1	29.0												1																
2008.03.31	2	18.0										1	1																	
2008.04.30	1	19.0											1																	
2008.06.30	3	21.7											1	2																
2008.09.30	2	19.0											1		1															
2008.12.31	30	19.2									2	1	4	7	7	6	1	2	45月											
2009.03.31	2	4.0									1		1																	
2009.06.30	1	19.0														1														
2009.11.30	1	10.0													1															
2009.12.31	14	22.1											1	1		2	5	2	3	42月										
2010.03.31	1	16.0															1													
2010.12.31	11	19.9														1	2	4	3		1	42月								
2011.03.31	1	24.0																	1											
2011.12.31	22	24.3																	3	10	5	3	1	42月						
2012.04.30	1	17.0																		1										
2012.12.31	17	27.0																		1	3	7	2		1	3	48月			
2013.06.30	1	24.0																					1							
2013.12.31	13	19.7																			1	1	3	7	1					
2014.06.30	1	16.0																						1						
2014.09.30	1	13.0																						1						
2014.12.31	19	24.8																						1	6	8	4			
2015.06.30	3	20.7																							1	1	1			
2015.12.31	14	19.3																							3	2	5	4		
2016.03.31	1	18.0																									1			
2016.12.31	7	18.4																									1	4	2	
2017.06.30	1	33.0																												1
2017.12.31	5	12.0																										2	3	
2018.03.31	1	15.0																											1	
2018.04.30	1	23.0																												1
2018.06.30	2	21.0																												2
2018.09.30	1	12.0																											1	
2018.12.31	5	13.2																											1	4
不明	3	−							1	2																				
合計件数	261	20.8					16	11	14	15	7	8	17	13	9	10	9	8	10	12	10	11	7	10	12	14	12	10	8	8

＊期間：「期間」とは，決算月から執行決定公表月までの平均月数。期間は，決算月の翌月から執行決定公表月の前月までをカウントして算定している（全258件）。

＊＊月数表示のセルはその左側のケース（濃いスクリーン部分）の「期間」を示している。

第２図　問題となった IFRSs の頻度（パレート図）

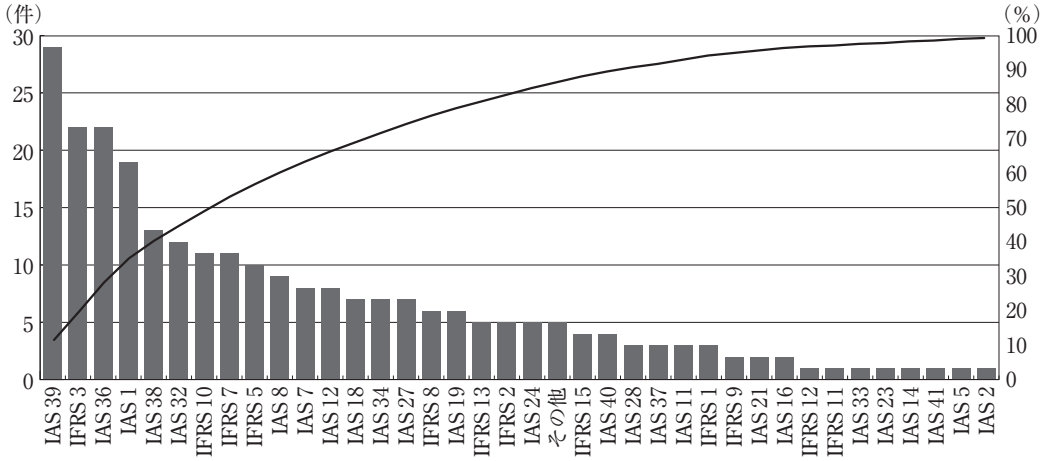

IAS 1	19	7.3%	IAS 24	5	1.9%	IFRS 1	3	1.1%	その他	5	1.9%
IAS 2	1	0.4%	IAS 27	7	2.7%	IFRS 2	5	1.9%			
IAS 5	1	0.4%	IAS 28	3	1.1%	IFRS 3	22	8.4%	執行決定件数	261	
IAS 7	8	3.1%	IAS 32	12	4.6%	IFRS 5	10	3.8%			
IAS 8	9	3.4%	IAS 33	1	0.4%	IFRS 7	11	4.2%			
IAS 11	3	1.1%	IAS 34	7	2.7%	IFRS 8	6	2.3%			
IAS 12	8	3.1%	IAS 36	22	8.4%	IFRS 9	2	0.8%			
IAS 14	1	0.4%	IAS 37	3	1.1%	IFRS 10	11	4.2%			
IAS 16	2	0.8%	IAS 38	13	5.0%	IFRS 11	1	0.4%			
IAS 18	7	2.7%	IAS 39	29	11.1%	IFRS 12	1	0.4%			
IAS 19	6	2.3%	IAS 40	4	1.5%	IFRS 13	5	1.9%			
IAS 21	2	0.8%	IAS 41	1	0.4%	IFRS 15	4	1.5%			
IAS 23	1	0.4%	IASs	175	67.0%	IFRSs	81	31.0%			

IFRS　3：企業結合（8.4%）

IAS　　1：財務諸表の表示（7.3%）

IAS　38：無形資産（5.0%）

IAS　32：金融商品―開示（4.6%）

IFRS　7：金融商品―開示（4.2%）

IFRS 10：連結財務諸表（4.2%）

これら８基準のうち，IAS 1と IFRS 10を除く６基準に共通する特徴は，それらが会計上の見積りに関連していることである。PIE 企業の財務諸表作成にあたって，IFRSs の適用上，会計上の見積りの重要性が改めて認識される結果が示されている。

この結果は，財務諸表監査においても留意すべき点を示していると言うこともできる。IFRSs の適用上の問題についての情報提供が監査でチェックすべき点として共有されうる可能性を指摘できる。

5．おわりに

EU規則とEU改正指令が制定されたことによって，EU各国における監査監督機関は，法定財務諸表監査の質に対する公的な規制を強化していった。ここで，EU規則は，監査報告要件の強化，監査事務所の強制的ローテーションの導入，非監査業務の制限，監査委員会の強化，そして監査人とPIE企業の公的監督者との対話の確立といった改革を要求するものであった。またEU改正指令は，監査事務所の組織改善，監査報告書における関連情報の提供，監査監督機関の権限強化，有効な制裁体制の確立，そして欧州委員会の能力更新といった改革を要求した。これらの改革を推進し，またEUにおける監査に対する監督を強化する一環として，各国の監査に対する監督のコンバージェンスを促すことを目的として，EUの27ヵ国の監査監督機関をメンバーとするCEAOBが創設された。CEAOBは，監査品質の検査，国際監査基準の技術的検証，不適切な監査に対する執行，監査市場の質と競争の監視，そしてEU加盟国と第三国との協調といった役割を遂行するため，それぞれの役割を担う5つのサブ・グループを設けている。本稿では，「検査」サブ・グループと「執行」サブ・グループの取り組みに焦点を当てて，その調査結果を分析した。さらに，欧州の独立規制当局であるESMAによる財務報告に対する「執行」の実態を調査した。

CEAOBの検査サブ・グループは，CEAOBメンバー間における検査活動の連携と一貫性を高めることを目的として活動しており，PIE企業の財務諸表監査の質をめぐる留意すべき問題について指摘を行っている。2014年度から2019年度までの調査に基づけば，検査による発見事項として「評価されたリスクに対応する監査人の手続」および「会計上の見積りと関連する開示の監査」がすべての業種において問題視されており，また財務諸表項目としては，特に「収益」と「棚卸資産」の会計処理に対して問題が指摘された。また執行サブ・グループは，調査と執行に関するメンバー間の情報交換および専門的助言を行うことを目的として活動しており，2017年から2019年まで3回にわたり質問票の送付という形で各国における行政処分と制裁措置の実施状況を調査している。調査の結果，「警告」や「罰金」，あるいは「プロフェッションからの排除」といった措置は数多く見いだされ，年を経るにつれてより多くの処分が厳格に遂行されていることが明らかとなった。一方で，EU改正指令の規定以外の処分がいくつも報告されており，国による多様性が認められ，いまだEUの法令に直接準拠した処分が科されている状況とはなっていないことが明らかにされた。そしてESMAによる財務報告に対する執行の調査では，2005年から2020年まで合計261件の執行決定が公表されており，そこで特に問題とされたIFRSsの基準は，金融商品，資産の減損，企業結合，財務諸表の表示，無形資産，金融商品の開示および連結財務諸表であった。これらの基準に共通する特徴は，多くが会計上の見積りに関連していることであり，財務諸表監査においても留意すべき点として共有されうる可能性が指摘された。

EU規則とEU改正指令に基づいてEU各国が法定監査を監督するという構図は，財務諸表監査の質を維持し高めることを強化するのみならず，各国の監査監督機関による監査規制の水準を

高め，かつ足並みを揃えることにつながっている。CEAOB が強調する監査規制に関する各国の情報を共有し，連携しそして一貫性を高めることは，まさに EU 全体レベルで監査規制に取り組んでいることを意味するものである。本稿では，財務報告および法定監査における検査と執行に焦点を当ててその取り組みについて明らかにしてきたが，EU 各国の状況が分析され，統一的な見解が得られること，そして検査や執行が抱える全体的な問題について共有されていることが明らかとなった。その意味でも，CEAOB と ESMA の EU における監査規制に対する役割は非常に大きなものであると言えよう。1つの国レベルではなく情報を共有して全体レベルで監査規制を考えることは，ますます国際的に広がる投資活動において財務情報が不可欠であることに鑑みれば，今後，わが国の監査規制のあり方を含め，研究者や監督機関が有さなければならない不可欠な視点であると思われる。

参 考 文 献

Accountancy Europe（2019）, *Organization of the Public Oversight of the Audit Profession in Europe—State of Affairs after the Implementation of the 2014 Audit Reform—*, March 2018, updated in February 2019, https://www.accountancyeurope.eu/publications/organisation-public-oversight-audit-profession-europe/（2020/1/20）.

Committee of European Auditing Oversight Bodies（CEAOB）（2018-1）, *Rules of Procedure of the Committee of European Auditing Oversight Bodies*, 24 October 2018, https://ec.europa.eu/info/system/files/ceaob-rules-of-procedure_en.pdf.

Committee of European Auditing Oversight Bodies（CEAOB）（2018-2）, *CEAOB Inspection Sub-group Terms of Reference 2019*, 24 October 2018, https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/ceaob-subgroups-2019-inspections-terms_en.pdf.

Committee of European Auditing Oversight Bodies（CEAOB）（2018-3）, *CEAOB Enforcement Sub-group Terms of Reference 2019*, 24 October 2018, https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/ceaob-subgroups-2019-enforcement-terms_en.pdf.

Committee of European Auditing Oversight Bodies（CEAOB）（2018-4）, *Report on the 2017 CEAOB Enforcement Questionnaire*, https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/ceaob-enforcement-questionnaire-report-2017_en.pdf.

Committee of European Auditing Oversight Bodies（CEAOB）（2019-1）, *CEAOB Annual Report 2018*, 4 March 2019.

Committee of European Auditing Oversight Bodies（CEAOB）（2019-2）, *Inspection Findings*, https://ec.europa.eu/info/files/191121-ceaob-subgroups-inspections-appendix-1-4_en（2019/12/10）.

Committee of European Auditing Oversight Bodies（CEAOB）（2019-3）, *Press Release, 7th Meeting of The Inspections Sub-Group of The CEAOB*, November 2019, https://ec.europa.eu/info/files/191121-ceaob-subgroups-inspections-summary_en（2020/3/23）.

Committee of European Auditing Oversight Bodies（CEAOB）（2019-4）, *Report on the 2018 CEAOB Enforcement Questionnaire,* 12 June 2019, https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/ceaob-enforcement-questionnaire-report-2018_en.pdf.

Committee of European Auditing Oversight Bodies（CEAOB）（2020-1）, *Report on the 2019 CEAOB Enforcement Questionnaire*, 3 March 2020, https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/ceaob-enforcement-questionnaire-report-2019_en.pdf.

Committee of European Auditing Oversight Bodies（CEAOB）（2020-2）, *Role of the Committee and Key Documents*, https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/financial-reforms-and-their-progress/regulatory-process-financial-services/expert-groups-comitology-and-other-committees/committee-european-auditing-oversight-bodies_en#information（2020/4/9）.

European Commission（2010）, *Green Paper—Audit Policy: Lessons from the Crisis—*, Brussels, 13.10.2010.

European Commission (2020-1), Reform of the EU Statutory Audit Market—Frequently asked questions (updated version), https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/de/MEMO_16_2244 (2020/1/15).

European Commission (2020-2), *Committee of European Auditing Oversight Bodies: Composition*, https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/ceaob-composition_en.pdf (2020/4/9).

European Commission (2020-3), *Members of CEAOB Sub-groups*, https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/ceaob-subgroups-composition_en.pdf (2020/4/9).

European Parliament and the Council (EU 改正指令) (2014-1), Directive 2014/56/EU of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 amending Directive 2006/43/EC on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts, *Official Journal of the European Union* L 158, 27.5.2014, pp. 196–226.

European Parliament and the Council (EU 規則) (2014-2), Regulation (EU) No 537/2014 of the European Parliament and of the Council of 16 April 2014 on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities and repealing Commission Decision 2005/909/EC, *Official Journal of the European Union* L 158, 27.5.2014, pp. 77–112.

European Securities and Markets Authority (ESMA) (2020-1), Audit Regulation, https://www.esma.europa.eu/regulation/corporate-disclosure/audit-regulation (2020/4/9).

European Securities and Markets Authority (ESMA) (2020-2), IFRS Supervisory Convergence, https://www.esma.europa.eu/convergence/ifrs-supervisory-convergence (2020/4/10).

European Securities and Markets Authority (ESMA) (2020-3), *Report: 24th Extract from the EECS's Database of Enforcement*, 2 April 2020, https://www.esma.europa.eu/document/24th-extract-eecs%E2%80%99s-database-enforcement (2020/4/6).

European Securities and Markets Authority (ESMA) (2020-4), *Who We Are*, https://www.esma.europa.eu/about-esma/who-we-are (2020/4/9).

内藤文雄（2019），「監査の質の確保に対するドイツの公的規制と処分結果の状況」，『甲南経営研究』，第59巻第４号，2019年２月，25–66頁。

内藤文雄（2020），「PIE 企業に対するドイツ会計検査制度の概要と検査結果分析」，『甲南経営研究』，第60巻第４号，2020年２月，25–80頁。

内藤文雄［甲南大学］